# 発達障害者支援法改正に係る対応状況（文部科学省）

平成28年11月30日
発達障害の支援を考える議員連盟総会

| 関係条文 | 予算要求等の対応状況 |
|---|---|
| **第１条関係（目的）**<br>個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目ない支援を行うことについて国及び地方公共団体の責務を明らかにする。 | **●義務教育費国庫負担金　【１兆５，１８５億円（対前年度▲８６億円）】**<br>「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図る。特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保。<br><br>**◆発達障害等の児童生徒への「通級指導」の充実＜基礎定数化＞【＋１９億円】**<br>通級指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善（８９０人）。 |
| **第３条関係（国及び地方公共団体の責務）**<br>国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。 | **●インクルーシブ教育システム推進事業　【１８億円（拡充）】**<br>障害権利条約の批准、改正障害者基本法の趣旨、平成２８年４月からの障害者差別解消の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体のインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組に対して経費の一部を補助。<br><br>**◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備（３０地域）　【７億円（新規）】**<br>特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援。<br><br>**◆特別支援教育専門家等配置事業等（約1,800人）　【１１億円（拡充）】**<br>早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等を配置。 |
| **第８条関係（教育）**<br>国及び地方公共団体はその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進、その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じる。 | **●発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業　【２億円（拡充）】**<br>発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方の研究（新規）や「通級による指導担当教員等専門性充実事業」等を実施。<br><br>**●いじめ対策・不登校支援等総合推進事業　【７７億円（拡充）】**<br>スクールカウンセラーの配置（26,000校に配置）や、２４時間子供SOS相談ダイヤルの実施。 |

# 「次世代の学校」指導体制実現構想（平成29～38年度までの10ヶ年計画）

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図る。特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する。【義務標準法の改正】

## 《義務教育費国庫負担金》　平成29年度要求額：1兆5,185億円(対前年度 ▲86億円)

- 教職員定数の改善　＋65億円（＋3,060人）
- 教職員定数の自然減　▲67億円（▲3,100人）
- メリハリある給与体系の推進　＋3億円
- 教職員の若返り等による給与減　▲87億円

（参考）被災した児童生徒のための学習支援として前年同（1,000人）で要求【復興特別会計】

« »内はH38年度までの改善予定数

### ☆教職員定数の改善　3,060人«29,760人»

**1．学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現　580人«8,160人»**

①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実　330人«1,260人»

②主体的・対話的で深い学びの充実(「ｱｸﾃｨﾌﾞ・ﾗｰﾆﾝｸﾞ」の視点からの授業改善)　250人«6,900人»

**2．多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育　2,030人«14,650人»**

①発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実　基礎定数化　890人«8,900人»

②外国人児童生徒等教育の充実　基礎定数化　190人«1,900人»

③貧困等に起因する学力課題の解消　400人«1,000人»

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化　400人«1,850人»

⑤統合校・小規模校への支援　150人«1,000人»

①、②については、基礎定数化
対象児童生徒数に応じた算定により、安定的・計画的な教員採用・配置を促進

**3．「次世代の学校・地域」創生プランの推進　450人«6,950人»**

①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進　50人«200人»

②「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備　300人«6,450人»
・学校事務職員　・養護教諭　・栄養教諭等

③提案型「先導的実践加配制度」の創設　100人«300人»
全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進

### ■今後の教職員定数の見通し

| 区　分 | H29～H38 | うちH29 |
|---|---|---|
| 定数改善（a） | 29,760 | 3,060 |
| 自然減（b） | ▲ 45,400 | ▲ 3,100 |
| 差し引き増減（a＋b） | ▲ 15,640 | ▲ 40 |

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定

※厳しい財政状況を勘案し、真に必要性の高い事項に限定することにより、国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。

### ☆教員給与の改善　部活動指導業務手当の改善：3,000円→3,600円（H30.1～）　等

メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げ

# インクルーシブ教育システム推進事業

## （Ⅰ）特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

**平成29年度概算要求額　695百万円（新規）　1，801百万円の内数**

**背景**　特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成２８年６月３日施行）を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制を整えることが求められている。

### （Ⅰ）特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

**本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築**

①就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
②教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
③個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
④切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

⇒ **共生社会の実現**

○推進支援地域：３０箇所
○申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
※福祉・保健部局の申請可
○補助率：１／３
○補助対象：都道府県・市区町村
○最長３カ年補助

### 市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図

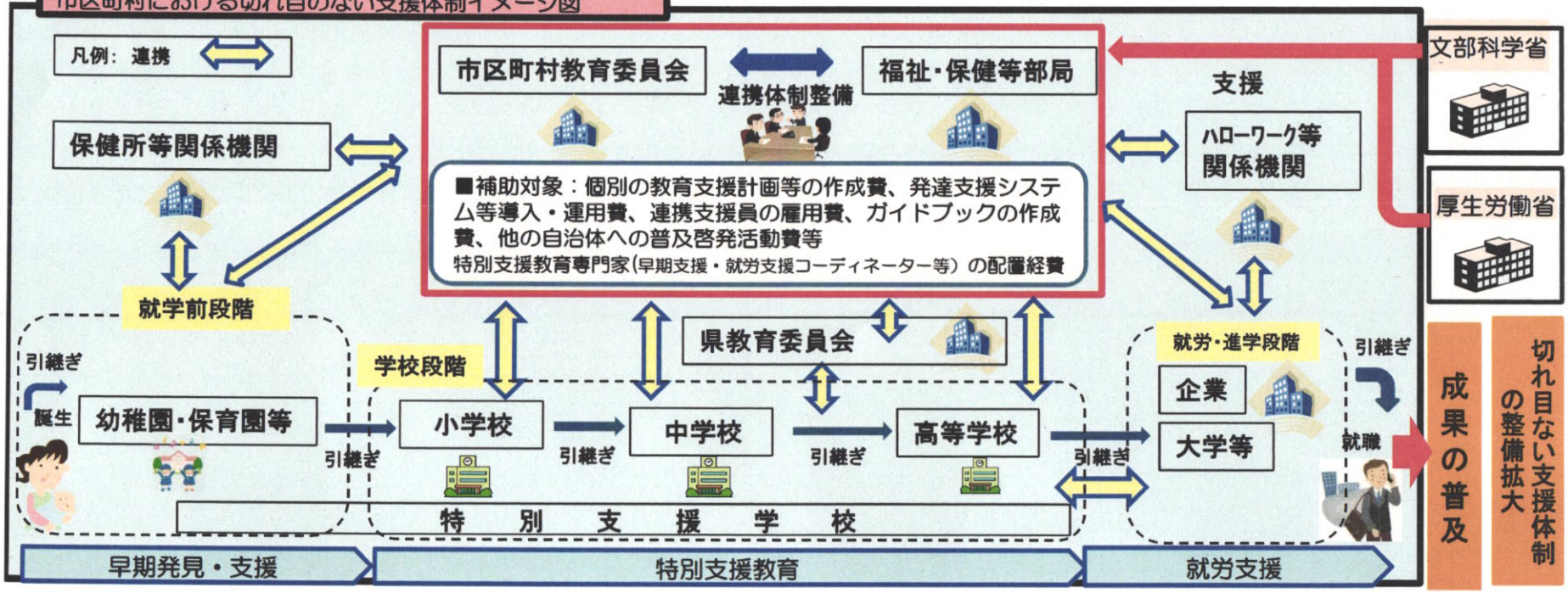

# インクルーシブ教育システム推進事業

**平成29年度概算要求額　1，801百万円（拡充）**

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、**Ⅰ．特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、Ⅱ．特別支援教育専門家等配置　Ⅲ．特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に要する経費の一部を補助する。

## Ⅰ　特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【新規】（30地域）

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

**教育再生実行会議（第九次提言抜粋）**

■乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。

■特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。

■障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

## Ⅱ　特別支援教育専門家等配置

### ①　医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

### ②早期支援コーディネーター　（74人）

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

### ③就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

### ④外部専門家　（348人）

（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

### ⑤発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

### ⑥合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

## Ⅲ　特別支援教育体制整備の推進

### ①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

### ②研修

・管理職（校長等）や各学校を支援する　指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村
補助率：１／３

# 発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

## ①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業　平成29年度概算要求額　201百万円（平成28年度予算額　100百万円）

### 背　景

①　校長を始めとし，全ての教職員は，特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ，**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。

②また，発達障害に関する一定の知識・技能は，発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり，教科毎に，**学習上つまずくポイントを意識した指導方法**が求められる。

③　特別支援学級や通級による指導の担当教員は，特別支援教育の重要な担い手であり，その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく，特に，発達障害に関する通級による指導については，**９割以上の教員が効果があると認識**（平成26年3月国立特別支援教育総合研究調査）。そのため，発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け，**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

＜質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答＞

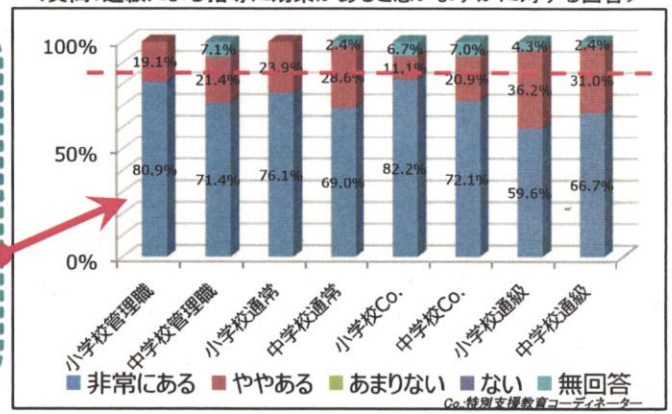


### ◎　特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業　６５百万円（新規）

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

２７地域等（学校経営スーパーバイザーの配置　２７人）

（事業内容）特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、
- ○発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究（合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方）
- ○学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究　など

### ◎　発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業　８７百万円（新規）

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまずくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまずくポイントに対する教授方法の開発を行う。

１６地域等（教科教育スーパーバイザー等　約３２人配置）

（事業内容）
- ○学習上のつまずきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究
- ○学習上のつまずきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発　など

### ◎　通級による指導担当教員等専門性充実事業　４９百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに，必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。　１４地域

（事業内容）
- ○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- ○教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- ○通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究　など

# いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

**平成29年度概算要求額：77億円（平成28年度：57億円）** ※【関連施策】は含まない

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議（第一次、第五次、第九次提言）や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応、「チーム学校」の議論を踏まえた専門人材の配置充実、さらにいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するため、これまでの「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応や教育委員会・学校、関係機関等の連携による不登校児童生徒へのきめ細やかな支援体制を整備する。

## ■早期発見・早期対応　（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等）

【学校等の取組に対する支援】

### ①スクールカウンセラーの配置拡充

- 全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施
- 公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- 貧困対策・虐待対策のための重点加配
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置
- 連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

### ②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- スクールソーシャルワーカー配置の増
- 貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ（47人）の配置、連絡協議会の開催
- 研修を通じた質向上の取組の支援

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
H29：26,000校　（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（約1万人）に配置
H29：5,000人　（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

【自治体の取組に対する支援】

### 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- 第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
- 重大事態等発生時の指導助言体制の強化（現状調査や現地支援を行うため職員を派遣）

## ■未然防止　（道徳教育等の推進、体験活動の推進）【関連施策】

### ①道徳教育の抜本的改善・充実

- 「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、家庭・地域との連携強化などを実施

### ②健全育成のための体験活動の推進

- 児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

## ■教員研修及び教職員の指導体制整備　【関連施策】

### ①教職員定数の改善

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応するための教職員定数を改善。
その中で、いじめ等の問題行動への対応として400人の定数改善を計上。

### ②教員研修の充実

- 教員研修センターにおいて、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

## ■いじめ対策・不登校支援等推進事業

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

### ①自殺予防、貧困などに対する効果的な取組に関する調査研究

### ②脳科学・精神科学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究

### ③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

### ④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【新規】

- 法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、いじめの防止等の対策に関わることにより、法的側面からのいじめの抑止、法令に基づく対応の徹底等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた先進的な取組の開発のための調査研究

### ⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けたモデル事業【新規】

- 学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための事業

### ⑥不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備に向けた実践研究【新規】

- 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究

### ⑦不登校児童生徒を受け入れている民間団体等の自主的な取組の促進に関する調査研究【新規】

- 不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、不登校児童生徒を受け入れている民間団体等の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究